

委託必携(共通仕様書) 新旧対照表

(旧)	(新)
<p style="text-align: center;">測量業務共通仕様書</p> <p>第1章 総 則 第102条 用語の定義 (中略) 28 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p>	<p style="text-align: center;">測量業務共通仕様書</p> <p>第1章 総 則 第102条 用語の定義 (中略) 28 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名または記名押印したものを有効とするが、持参またはPDF形式で提出する場合は押印を省略可とする。</p>

委託必携(共通仕様書) 新旧対照表

(旧)	(新)
<p data-bbox="392 264 810 300" style="text-align: center;">地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p data-bbox="107 347 315 379">第1章 総 則</p> <p data-bbox="136 387 421 459">第102条 用語の定義 (中略)</p> <p data-bbox="165 472 1061 539">28 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p>	<p data-bbox="1413 264 1832 300" style="text-align: center;">地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1128 347 1337 379">第1章 総 則</p> <p data-bbox="1158 387 1442 459">第102条 用語の定義 (中略)</p> <p data-bbox="1187 472 2107 580">28 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名または記名押印したものを有効とするが、持参またはPDF形式で提出する場合は押印を省略可とする。</p>

委託必携(共通仕様書) 新旧対照表

(旧)	(新)
<p>土木設計業務等共通仕様書</p> <p>第1編 共通編 第1章 総則 第1102条 用語の定義 (中略) 30 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p>	<p>土木設計業務等共通仕様書</p> <p>第1編 共通編 第1章 総則 第1102条 用語の定義 (中略) 30 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名または記名押印したものを有効とするが、持参またはPDF形式で提出する場合は押印を省略可とする。</p>

委託必携(共通仕様書) 新旧対照表

(旧)	(新)
<p style="text-align: center;">現場技術業務委託共通仕様書</p> <p>第1編 総則 第1002条 用語の定義 (中略) 28 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p>	<p style="text-align: center;">現場技術業務委託共通仕様書</p> <p>第1編 総則 第1002条 用語の定義 (中略) 28 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名または記名押印したものを有効とするが、持参またはPDF形式で提出する場合は押印を省略可とする。</p>